鳥取県採用試験を受験する学生の交通費支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則という。」）第４条の規定に基づき、鳥取県採用試験を受験する学生の交通費支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、県内中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第２条第１項に規定する中小企業者で、県内に本社又は事業所を置くものをいう。以下同じ。）が、県内で実施する正規雇用の採用試験を受験する県外学生等に対して交通費を負担する場合、その一部を助成することで、企業の採用活動や人材確保を図ることを目的とする。

（補助金の交付）

第３条　県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第１欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施する県内中小企業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、補助事業に要する別表の第２欄に掲げる経費（「以下、補助対象経費」という。）

の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第３欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第４欄に定める額を限度とする。）以下とする。

３　補助事業の実施期間は、事業実施年度の２月末日までとする。

（交付申請の時期等）

第４条　本補助金の交付申請は、原則として、補助事業実施の20日前までに行わなければならない。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び第２号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第５条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知は、様式第３号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第６条　規則第12条第１項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（１）本補助金の増額に係る変更

（２）交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

２　前条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第７条　規則第17条第１項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（１）補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（２）補助事業の完了予定年月日の属する年度の３月20日

２　規則第17条第１項の報告書に添付すべき同条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び第２号によるものとする。

３　本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

４　補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第４号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　補助事業 | ２　補助対象経費 | ３　補助率 | ４　補助限度額 |
| 県外の大学等に在籍する学生又は大学等卒業後３年未満で正規雇用としての社会人経験がない者（以下「学生等」という。）が県内で実施される正規雇用の採用試験を受験する際に必要とする交通費の助成 | 以下（１）（２）のうちいずれか低いほうの交通費相当（１）当該学生等が県外居住地から県内の採用試験会場までを片道又は往復で移動するのに要する額（県の規定により算出した額）（２）県内中小企業者が実際に負担した額※ただし、いずれも受験学生１人につき５千円以上を支給した場合に限る。 | ＜県内に本社がある場合＞補助対象経費に１／２を乗じた額＜県内に事業所がある場合＞補助対象経費に、当該中小企業者の従業員全体に占める県内従業員の割合を乗じた額を基礎額とした上で、当該基礎額に１／２を乗じた額 | １００千円※受験学生１人の上限額は３０千円とする。 |

様式第１号（第４条、第７条関係）

年度鳥取県採用試験を受験する学生の交通費支援補助金事業計画・報告書

１　申請者の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 電話番号 |  | 電子メール |  |
| 担当者職・氏名 |  |
| 業種 |  |
| 資本金 | 円 |
| 本社所在地 | 県内　・　県外 |
| 従業員数 | 名（うち県内　　　名、県外　　　名） |
| 消費税の取扱い | ・一般課税事業者　　・簡易課税事業者　　・免税事業者 |

２　申請事業の概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （１）採用計画・実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 計画時 | 報告時（実績） | 備考 |
| 採用（入社）予定者数 | 名 | － |  |
| 受験者数（うち県外居住者数） | 名（　　　　名） | 名（　　　　名） |  |

※対象は、卒業後３年以内を含む新規学卒者。ただし正規雇用に限る。（２）交通費支給計画・実績

|  |  |
| --- | --- |
| 支給学生数 | 名 |
| 支給総額 | 円 |
| 支給内訳・計算方法 |  |
| 支給方法 |  |
| その他 |  |

※本社が県外の場合、補助対象経費に、申請者の従業員全体に占める県内従業員の割合を乗じた額を基礎額とし、補助金額を算定すること。（「支給内訳・計算方法」欄に記載すること。）※上記内訳は別添資料として添付することも可とする。※実績報告の際は、対象学生等の県外居住地がわかる書類、及び助成金等を受け取ったことがわかる証拠書類の写しを添付すること。 |

３　他の補助金の活用の有無（予定）について、いずれかに○をしてください。　　　有　・　無

|  |
| --- |
| 「有」の場合、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記入してください： |

４　その他参考となる事項

様式第２号（第４条、第７条関係）

年度鳥取県採用試験を受験する学生の交通費支援補助金収支予算・決算書

１　収入の部

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金額 | 資金の調達先 |
| 自己資金 |  |  |
| 借入金 |  |  |
| 補助金 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合計 |  |  |

２　支出の部

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費内訳・明細 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 負担区分 |
| 補助金 | 補助金以外 |
|  |  |  | － | － |
|  |  |  | － | － |
|  |  |  | － | － |
|  |  |  | － | － |
|  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

注１　決算時（実績報告時）は各欄の上段に予算額（交付決定時の額）を（　　）書きで記載し、下段に決算額を記載すること。

注２　「経費内訳・明細」欄には支給人数等の積算根拠を明記すること（別紙可）。

様式第３号（第５条関係）

 　　　　第　　　　　　　　　　　号

　　　　　　年　　　月　　日

　　　　　　　様

鳥取県知事

（公印省略）

令和　　年度鳥取県採用試験を受験する学生の交通費支援補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県採用試験を受験する学生の交通費支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１ 補助事業

 本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

２ 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

 （１）算定基準額 金　　　　　　　　　円

 （２）交付決定額 金　　　　　　　　　円

３ 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県採用試験を受験する学生の交通費支援補助金交付要綱（令和４年３月３１日付第２０２２００００３８７６号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第３条第２項規定を適用して算定した額と、前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

４ 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

鳥取県知事　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

報告者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

年度鳥取県採用試験を受験する学生の交通費支援補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年　　月　　日付第　　　　　 号で交付決定のあった　　年度鳥取県採用試験を受験する学生の交通費支援補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、鳥取県採用試験を受験する学生の交通費支援補助金交付要綱第８条第４項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　本補助金の確定額（確定通知書により通知した金額） 金　　　 　　　　 　円（Ａ）

２　確定額に係る補助対象経費の額 　　　　　　　　 　 金 　 　 　　　　　 円（Ｂ）

３　実績報告控除税額 　　　　　　　 　　　　　　　　　金 　　　　　　　　 円（Ｃ）

４　確定した控除税額 　　　　　　　　 　　　　　　　　金　　　　　　　　 円（Ｄ）

５　補助金返還相当額 　　　　　　　　　　　　　　　 　金　　　　　　　　 円

※ （Ｄ）－（Ｃ）＞０の場合、（（Ｄ）－（Ｃ））×（Ａ）／（Ｂ）

注　積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。